

## 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針

新規制定	平成20年7月23日農林水産省・国土交通省告示第3号
一部改正	平成20年9月29日農林水産省・国土交通省告示第4号
一部改正	平成22年3月31日農林水産省・国土交通省告示第1号
全部改正	平成24年12月27日農林水産省・国土交通省告示第2号

### 一 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項

#### 1 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義

観光立国の実現は、国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に寄与するものであり、国民生活の安定向上や国際相互理解の増進にも資するものである。

このため、平成十九年一月に観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）が施行され、同年六月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定された。

平成二十三年三月に発生し未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、被災した観光地域に壊滅的な打撃を与え、さらに、国民の自粛ムードや訪日旅行への不安により国内外の観光旅客が減少し、全国の観光分野に深刻な影響を及ぼした。一方で、国内外から寄せられた復興に向けた支援の輪は、多くの観光交流を生み出すきっかけにもなった。観光は、被災を乗り越えた地域を支え、活力ある日本の再生に資する分野であり、平成二十四年七月に閣議決定された日本再生戦略においても、観光振興が力強い日本の再生を実現するための戦略の一つとして位置づけられている。

日本の成長を牽引し、更なる飛躍を果たすため、平成二十四年三月に新たな観光立国推進基本計画が閣議決定され、同計画に基づき、国土交通省を中心に政府一丸となって観光立国の実現に向けた取組を推進しているところである。

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、交流人口の拡大による相互理解の増進や地域の活性化を図るためには、観光旅客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光旅客との交流を促進する滞在交流型観光の振興が不可欠であり、関係者が連携し、地域にいきづく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進していくことが重要である。

このため、地域における固有の資源を有する観光地を相互に戦略的に連携させた観光圏として国内外からの観光旅客を対象とする二泊三日以上の滞在に対応可能なエリアを国内に形成し、海外の観光地と比較しても十分な魅力を有する国際競争力の高い魅力ある観光地とすることで、地域の幅広い産業の活性化や、交流人口の拡大による相互理解の増進、地域の活性化が図られ、もって地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の自然、文化、歴史等に関する理解を深めるものとして観光の意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活を実現する「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりが図られることが期待される。

また、農山漁村は、心豊かな暮らしと自然・文化・歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっている。このような中で、農山漁村における観光旅客の来訪及び滞在を促進することは、農山漁村に新たな活力をもたらすのみならず、国民全体が「食」や美しい景観等といった農山漁村の魅力を享受することにつながるものであり、農山漁村の活性化を図る上で大きな意義を持つとともに、滞在交流型観光の振興にもつながり、観光圏の形成を通じた地域

の活性化を図るためにも重要な要素である。

## 2 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の目標

今般の滞在交流型観光の受け皿たる観光圏の整備の促進に関する施策は、国内における旅行消費額を平成二十八年までに三十兆円にすること、訪日外国人旅行者数を平成二十八年までに一千八百万人にする、訪日外国人の旅行者の満足度について平成二十八年までに「大変満足」と回答する割合を四十五パーセント及び「必ず再訪したい」と回答する割合を六十パーセントとすること、日本人の国内観光旅行による一人当たりの宿泊数を平成二十八年までに年間二・五泊とすること並びに観光地域の旅行者の総合満足度について「大変満足」と回答する割合及び再来訪意向について「大変そう思う」と回答する割合を平成二十八年までにいずれも二十五パーセント程度にすることという新たな観光立国推進基本計画の目標の達成に寄与することを目指している。

このため、観光圏の形成を図ろうとする地域において、観光地間の連携、地域の幅広い産業間の連携及び国・地方公共団体と民間主体間の連携という三つの連携を促進することで、観光圏整備事業の着実な実施を図り、観光旅客の来訪及び滞在の促進という具体的な目に見える成果を挙げることによって、地域の活性化を図ることが、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号。以下「法」という。）に基づく今般の施策の目標である。

## 二 観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項

### 1 観光圏整備計画の記載事項に関する留意事項

#### (1) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

観光圏整備計画を作成しようとする地域における観光旅客の来訪及び滞現在の現状及び課題を踏まえ、観光圏としての基本的な取組、課題解決の方向性等の基本方針を明確にすることが期待される。

その際、地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、他の競合する地域と比較・分析し、観光旅客が他地域と明確に区別できる特徴を明らかにすること。

#### (2) 観光圏の区域

観光圏の区域を定めるに際しては、既存の行政区域にとらわれず、自然、歴史、文化等における観光地間の密接な関係に加え、生活圏としての関係を踏まえつつ、地域における滞在交流型観光の浸透も含め、観光旅客の（3）に定める主たる滞在促進地区からの具体的な動線、ニーズ等を勘案して、当該観光圏の区域が、中長期的に安定的かつ継続的に一体性を確保できるものかどうか、また、観光旅客による二泊三日以上の滞在对応可能かどうかという観点から、地域において自主的に設定するものとする。

#### (3) 滞在促進地区の区域

観光圏内において、特に宿泊地としての魅力向上に重点的に取り組み、観光旅客の滞在を促進する地域の地理的範囲を具体的に定めるものとする。観光圏の滞現在の拠点として、観光旅客の滞現在の促進を図る地域として合理的な範囲であり、かつ、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）に基づく登録ホテルその他の宿泊施設が複数集積していることが必要である。この場合において、一つの観光圏内に複数の滞在促進地区が所在することは差し支えないが、その際、観光圏整備事業の効果的な実施の観点から、観光旅客の具体的な動線、ニーズ等を勘案して、主たる滞在促進地区を明らかにするものとする。

#### (4) 観光圏整備計画の目標

観光圏としての核となる地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、地域が目指

すべき方向性を明確にすることが期待される。

その上で、例えば、主たる滞在促進地区における宿泊観光客の宿泊数、リピーター率、旅行者満足度の増加等の観光圏整備事業の効果を適切に評価するための明確な数値目標を立ててその実現を図ること、観光地域づくりに関して地域が目指すべき方向性を企画・立案し、関係者との認識共有及び合意形成を行い、かつ、具体的な事業の実務を適正に実施するために必要な知識及び経験を有する者（以下「観光地域づくりマネージャー」という。）の育成等により継続的・自律的な活動体制を確立すること等を計画期間中の目標とすることが期待される。

#### (5) 観光圏整備事業及びその実施主体

観光圏整備事業については、民間主体による創意工夫ある取組を尊重しつつ、観光圏整備計画における基本的な方針に沿って、四に定める事項を参照しながら、地域において自主的・自律的に検討及び実施することが期待される。地方公共団体、宿泊事業者、交通事業者、農林漁業者、商工業者等の関係者の役割分担を明確にしつつ、協議会の協議等を経て、個々の観光圏整備事業の効果に関して検討した上で、観光圏整備事業の概要、実施主体及び実施期間を簡潔に列挙することが期待される。

事業の実施主体については、地域における創意工夫に富む効果的な取組の実施の観点から、運輸、宿泊、飲食、物販、娯楽・レジャー、旅行業等の代表的な観光関連産業のみならず、農林漁業、商工業等も含めた地域の幅広い業種間での連携及び協力が期待される。事業の実施に当たっては、その一体的かつ継続的な実施を促進し、もって効果的な観光地域づくりが進められるよう、法人格を有する観光地域づくりプラットフォームが事業の総合的な企画・立案、関係者間の調整、実施状況の管理・評価等を行うことが期待される。

地域において観光地域づくりプラットフォームを設立・運営するに当たっては、観光地域づくりプラットフォームに関する事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、複数の観光地域づくりマネージャーを構成員とし、観光地域づくりマネージャーを中心として四に定める事項の確実な実施等を担保するなど、一体的・総合的な観光地域づくりを推進できる体制を整えるものとする。

#### (6) 計画期間

計画期間は、五年程度を原則とし、期間中における計画見直しの手順等を明示するものとする。

### 2 その他留意事項

法第四条第三項の規定に基づき、観光圏整備計画は、国土形成計画、国土利用計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画等との調和が保たれたものでなければならない。

また、観光圏整備計画の作成に当たっては、社会資本整備に係る計画、環境保全に係る計画等の既存の計画の把握に努めるとともに、関連する計画との調和を保つ必要がある。

このため、観光圏整備計画に他の法律の規定による地域振興に関する計画等に位置づけられた土地や自然環境保全上重要な地域等で行われる事業が含まれる場合には、関係する行政機関等関係者との連絡調整を十分に行い、各種振興計画等や環境保全との調和を保つとともに、農地転用規制等その他の法令の規定による規制等に十分留意することが重要である。

なお、観光圏整備計画に法第九条に規定される農山漁村交流促進事業を定める場合においては、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九

年法律第四十八号)の関係規定及び同法第四条第一項の規定に基づき定められている定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(平成二十三年十月三日農林水産大臣公表)を踏まえたものでなければならない。

### 三 滞在促進地区に関する基本的な事項

滞在促進地区においては、現在の宿泊旅客の評価及びニーズを踏まえ、宿泊エリアとして地域と一体となって、もてなしの質的向上、泊食分離、地産地消等の創意工夫ある取組の実施といった滞在促進地区内における宿泊の促進の取組に加え、共通入湯券の導入等による回遊の楽しみの確立、観光圏内の情報拠点としての利便性向上、観光資源へのアクセス拠点としての利便性向上等、滞在促進地区を中心に観光圏内全体へ観光旅客の滞在及び回遊を促進する取組を重点的に実施することが期待される。

このため、滞在促進地区においては、具体的な区域を定めるとともに、観光圏整備実施計画において、当該地区のソフト・ハードそれぞれの観点から必要となる事業を具体的に示すとともに、当該事業を実施する民間団体、宿泊事業者等を明確にし、列挙する必要がある。

### 四 観光圏整備事業に関する基本的な事項

#### 1 事業内容

観光圏として、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを通じた滞在交流型観光への転換を図るため、観光圏整備事業については、法第二条第三項各号に掲げる事項を効果的かつ一体的に実施するために必要な取組を、以下の観点を踏まえつつ、観光圏整備計画における基本的な方針に沿って、地域において自主的・自律的に検討することが期待される。なお、以下に掲げる取組の全てをそのまま行うのではなく、地域の創意及び柔軟な発想に基づき、実情に応じて取り組むことが期待される。

さらに、以下に掲げる取組のうち、観光地域づくり実施基本方針の策定、各事業の管理及び評価並びに観光旅客、旅行業者等市場に対して一元的な対応を行う体制の構築については、観光地域づくりプラットフォームが行い、各事業の実施については、その実施主体を明確にした上で、観光地域づくりプラットフォームによる各事業の連携に係る関係者間の調整等のマネジメントの下で行うことが期待される。

#### (1) 観光地域づくり実施基本方針の策定

観光圏整備事業の実施が、地域住民が地域に誇りと愛着を感じることにつながるよう、以下の事項を記載した観光地域づくり実施基本方針を策定し、観光圏内での共有を図ること。

- ① 観光圏としての特徴を明らかにした上で、魅力的な空間の形成や受入体制の整備等を勘案した観光圏における事業実施の前提となる考え方
- ② 主たる観光旅客の属性及び競合する他地域との差別化並びに主たる滞在促進地区からの観光旅客の圏域内の具体的な動線等を勘案した各事業の役割や関係者間の連携等

なお、観光旅客及び市場に関するマーケティング調査を定期的に行い、観光旅客の動向、ニーズ等の各種情報を収集するとともに、外部環境や内部環境、強みや弱み、機会や脅威を分析した上で、観光地域づくり実施基本方針を定期的に改善すること。

特に、主たる滞在促進地区については、観光圏整備事業の効果的な実施に重要な役割を担うことから、当該地区内の宿泊観光客の宿泊数、リピーター率、旅行者満足度等の把握を積極的に実施することが期待される。

#### (2) 観光旅客の来訪及び滞在の促進

滞在交流型観光の振興のためには、二泊三日以上の滞在を可能とする観光旅客の具体

的な動線及び観光圏内の魅力的な空間の形成に留意しつつ、観光旅客の滞在の拠点となる主たる滞在促進地区を中核として、以下の①から④までに掲げる事項を一体的かつ有機的に提供することを通じて、観光圏内における滞在・回遊を促進し、観光旅客のリピーターを確保することが重要である。

このような観点から、観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る事業を個別に企画・立案するのではなく、地域を代表する農林水産業等の産業や、伝統、文化、景観等の個性ある資源を活用し、幅広い関係者の連携により、その地域ならではの楽しみ方を加える等の創意工夫ある滞在コンテンツを企画・立案した上で、滞在促進地区における宿泊や観光圏内における移動手段を組み合わせた魅力ある滞在プログラムとして観光旅客に対して提案できるよう、事業相互間の一体的かつ有機的な連携を図ること。

#### ① 宿泊に関するサービスの改善及び向上

滞在促進地区は、宿泊施設の集積する地区としてだけではなく、観光圏内における滞在の拠点であり、観光圏内の滞在・回遊を促す滞在プログラムの出発地として重要な役割を果たすことが期待される。

よって、宿泊事業者等を中心に、滞在促進地区で三に定める事業を重点的に実施することや法第十二条第一項に定める観光圏内限定旅行業者代理業を最大限活用し、滞在プログラム等の企画・立案、販売等を積極的に行うこと。滞在促進地区外であっても、必要に応じて宿泊サービスの向上のために行う創意工夫ある事業に取り組むこと。

なお、観光圏内限定旅行業者代理業については、滞在プログラム等の企画・実行を積極的に行う旅行業者（観光協会、旅館組合、NPO法人等であるものを含む。）を所属旅行業者とするのが望ましい。

また、滞在促進地区内では、宿泊施設等の整備について、例えば、地域文化の展示、体験・交流の場の整備、外観の統一感を創出するための外壁整備、個人・グループ客へ対応した客室整備、地産食材の共同加工、泊食分離を行うための食堂・厨房の整備等の集客力向上を図るための創意工夫ある取組を行うこと。

#### ② 観光資源を活用したサービスの開発及び提供

観光圏内における滞在・回遊を促進するためには、滞在プログラムの充実を図ることが重要であることに鑑み、その構成要素となる滞在コンテンツについて、単に見る観光メニューだけではなく、農業体験、自然を活かしたアクティビティ等の体験・交流・学習の参加型メニューなど、その魅力の向上を図ること。その際、他地域と類似した画一的な滞在コンテンツとならないよう、他地域と異なる地域の強みや魅力を常に意識した上で取組を行うことが重要である。

また、個性ある滞在コンテンツを造成するためには、地域の特徴を踏まえた上で、従来の観光資源の枠にとらわれない幅広い資源を観光資源として活かすことが重要であり、幅広い関係者の連携により地域全体で取組を進めることが期待される。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、観光圏内における滞在コンテンツの充実の観点から、法第九条に規定される農山漁村交流促進事業についても観光圏整備事業として検討すること。その際、特別な名所旧跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する

地域資源がその活性化に向けた大きな力になることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域特性に応じ、有形無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を發揮して地域間交流の促進による地域の活性化を図ること。

加えて、地域の資源を有効活用した滞在プログラム等の質を高め、観光旅客に対して地域の魅力を最大限に伝えるため、滞在プログラム等の実施者の育成に努めるとともに、ガイドも含めた幅広い関係者の接遇の向上等による地域のホスピタリティ向上を図ること。

### ③ 移動の利便性の向上

移動手段の確保は、快適で満足度の高い旅行を実現するために重要である。観光圏へのアクセス及び観光圏内における移動については、鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通に加え、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等様々な移動手段が想定される。このため、効果的な移動手段を確保する観点から、交通事業者等の関係者を中心に、主たる滞在促進地区を始めとした観光圏内の滞在促進地区や滞在コンテンツの状況及び二泊三日以上の滞在を可能とする観光旅客の具体的な動線に留意しつつ、現状における課題等を踏まえ、優先度の高い移動手段について利便性の向上を図ること。

また、拠点となる鉄道駅、空港等から観光圏までのアクセス及び観光圏内における移動については、移動自体が快適かつ楽しいものとなるよう、例えば、移動ルート周辺の景観改善や滞在コンテンツとの組合せを行う等創意工夫ある取組を行うこと。

### ④ 情報提供の充実強化

観光旅客が地域の魅力に十分触れ、満足度が高い滞在を促進するためには、観光旅客が必要とする情報やサービスを的確に提供できる受入環境の構築と、行政区域にとらわれない総合的な情報提供が重要である。観光案内の姿勢については、受け身ではなく、観光旅客の旅行目的及びニーズを踏まえた提案型の案内が期待され、その実現のため、第三種旅行業等の登録を受けた民間組織等によるメリハリのある積極的な情報提供を行う体制を構築すること。

また、情報提供に際しては、観光旅客の動向及びニーズを踏まえ、単に名所旧跡の紹介にとどまらず、滞在プログラム、滞在コンテンツ、宿泊、飲食、移動等の滞在の促進に係る各種情報について、情報提供の手段の特性を考慮しつつ、積極的に提供することが求められる。

観光圏内の観光案内所においては、観光圏内の滞在プログラム、滞在コンテンツ、宿泊、飲食、移動等の滞在の促進に係る各種情報を収集・管理し、観光旅客の目的・ニーズに応じて、的確な案内、提案、相談対応、苦情処理等のサービス対応を行う体制を構築すること。加えて、予約・決済等の取組も併せて行うことが期待される。なお、認定観光圏案内所においては、観光圏内の他の観光案内の実施主体との相互連携を図りつつ、圏域内の幅広い情報提供が可能となる体制整備が必要である。

これらの他、高齢者、障害者、外国人等誰もが観光を楽しめることも重要であり、例えば、案内標識については、平成十七年六月に国土交通省が作成した観光活性化標識ガイドライン等を踏まえ、地域の実情に応じ、様々な観光旅客の快適な滞在を支える観点から、外国語表示を含む標識の整備の充実を図ること。その際、標識が地域ならではの空間の形成を阻害することのないよう景観等に配慮すること。

また、観光圏内の滞在プログラム、滞在コンテンツ、宿泊、飲食、移動等に係るサービス提供については、地域において、その安全性及び観光旅客からの評価を踏まえた一定の品質を確保する仕組みを構築することが期待される。

なお、観光圏の宣伝を行う場合は、四一（一）及び（二）①から③までに定める事項を踏まえた上で、観光旅客の二泊三日以上の滞在を促進することを十分に勘案し、宣伝の内容、手段、タイミング及びチャンネルについての戦略的な検討を行い、他地域との差別化が図られるよう効果的に実施すること。

### （３） 地域住民が一体となった観光地域づくりの推進

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するためには、観光関係者のみならず地域住民が自らの地域の産業、伝統、文化、景観、自然環境等の価値を再認識し、創意工夫を活かした「住んでよし」の地域づくりを行うことを通じて、地域固有の自然、歴史、文化等に関する理解を深めることが重要であり、地域住民も一体となった観光地域づくりを推進することが必要である。このような観点から、地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を図るための取組を行うこと。

また、継続的に観光地域づくりを実施していくためには、観光圏内の自然、歴史、文化等を深く理解した上で、地域が目指すべき方向性を明確にし、幅広い関係者の認識共有や合意形成を行いながら具体的な取組を進めていく観光地域づくりマネージャーを始めとした観光地域づくりを実践する人材が必要であることから、地域において継続的な研修等の実施により必要な人材の育成と確保に努めること。

なお、観光地域づくりの推進に係る取組を進めるに当たっては、地域の農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、教育機関等と連携を進めるとともに、観光圏の区域内にある地方公共団体の積極的な参画等が重要である。

## ２ 協議会

六を参照のこと。

## ３ 観光圏整備実施計画の認定基準

観光圏整備実施計画が国土交通大臣に対して申請された場合の認定基準については、以下のとおりとする。

### （１） 法第八条第三項第一号に関する基準

① 観光圏としての目指すべき方向性が明確となっており、主たる滞在促進地区における宿泊観光客の宿泊数、リピーター率、旅行者満足度の増加等、観光圏整備事業の効果を検証できる目標が設定されていること。

② 個々の事業について、その方向性が観光圏整備計画と整合していること。

### （２） 法第八条第三項第二号に関する基準

観光地域づくりプラットフォーム等によって観光地域づくり実施基本方針が策定されており、かつ、個々の事業について、実施主体の体制や関係者との調整状況及びこれまでの観光地域づくりに関する活動実績等を踏まえ、実現可能性が高いと認められること。

### （３） 法第八条第三項第三号に関する基準

滞在促進地区において、観光旅客の具体的な動線、ニーズ等を踏まえ、滞在の促進につながるような創意工夫ある効果的な取組が重点的に行われていると認められること。また、滞在促進地区が複数ある場合には、主たる滞在促進地区が明らかにされていること。

### （４） 法第八条第三項第四号及び第五号については、当該条文の基準を満たしていること。

## 五 関連する観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項

### 1 地域における留意点

そもそも観光は、地域における多様な産業に関連する複合産業であり、政府における多様な施策とも関連が深い。このため、観光圏の形成にあたり、関係地方公共団体においては、観光圏整備事業だけではなく、広く地域再生や地域活性化を目的とする政府の関連施策や、文化財の保護、環境保全、良好な景観の形成、歴史的風致の維持及び向上、公共交通活性化等の施策並びに道路、河川、海岸、港湾、空港、都市公園、下水道等の社会資本整備事業との整合性や連携を図り、地域として総合的な観点から取り組むことが期待される。

特に、観光圏整備事業に関連する社会資本整備については、関係地方公共団体において、次に掲げる事項に配慮しつつ行われることが期待される。このため、観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、関連する社会資本整備事業の事業主体又は管理主体と協議を行うことが期待される。

- (1) 観光旅客の観光圏内における周遊及び観光圏への移動を、安全、快適かつ魅力あるものとするため、まちづくり、河川、道路、港湾等における植樹等の良好な景観の形成や電線類地中化事業について、観光圏整備計画等との整合性及び認定観光圏整備事業との連携に配慮すること。
- (2) 観光旅客による観光圏内における周遊及び観光圏への移動を、快適なものとするため、道路、鉄道、港湾、空港等の乗り継ぎ改善等の利便性の向上を図る事業について、観光圏整備計画等との整合性及び認定観光圏整備事業との連携に配慮すること。
- (3) 河川、海岸、道路、港湾、空港、都市公園等の公物・公共施設自体が観光資源として重要な場合には、その保全、魅力の向上及び資源としての活用強化に配慮すること。
- (4) 認定観光圏整備事業として行う公共施設を活用したイベントの実施その他の観光振興に資する事業については、河川、海岸、道路、港湾、空港、都市公園等の占用許可その他の空間利用に必要な法手続の円滑化に配慮すること。
- (5) 観光旅客の観光圏における情報拠点として重要性の高い、道路、鉄道、港湾、空港等の交通結節点における観光・交通情報の提供及び観光案内について、認定観光圏整備事業として行う情報提供の充実及び認定観光圏案内所の整備等の観光案内の強化との連携に配慮するとともに、交通結節点等における案内所機能の強化、案内標識の整備及び外国語表示の充実に配慮すること。

また、観光圏整備計画を作成する市町村が、エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）に基づきエコツーリズムの推進を図る場合又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）に基づき地域における歴史的風致を活かしたまちづくりの推進を図る場合は、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画と観光圏整備計画との調和を図る等、観光圏整備事業と十分に連携させて取り組むことが期待される。

さらに、文化財が観光資源として重要な場合については、文化財の保存に十分配慮しつつ、適切な活用を図る観点から、観光圏整備計画の作成に当たって、市町村の長又は都道府県の知事は、当該地方公共団体の教育委員会に対し、文化財の活用に関して意見を聴くことが期待される。

### 2 国における施策の連携及び支援の方針

- (1) 基本的な考え方



観光圏の整備に当たっては、国土交通省のみならず、農林水産省等の関係省庁とも連携することで、国による総合的な支援を図ることが重要である。このため、国土交通大臣による認定を受けた観光圏整備実施計画に基づく地域の取組に対しては、国土交通省における支援事業等による支援を行うとともに、個々の地域の計画内容に応じて、関係省庁とも連携して支援を図るよう努めるものとする。

国土交通大臣は、法第十九条に規定される社会資本整備事業等における配慮を行うにあたり、五1に規定されている地域における取組を踏まえて、「観光地域づくり実践プラン」等の枠組みを通じて、認定観光圏整備事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう十分に配慮する。

また、それ以外にも、国として（2）に定めるとおり配慮するものとし、地域においてこれら関連施策との連携を総合的に検討することが容易となるよう、観光庁においては、観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画について関係省庁への周知を図るとともに、観光に関する地域からの相談を一元的に受け付けて関係省庁との調整を行う等、国における緊密かつ一体的・総合的な連携体制の確立に最大限努めるものとする。

## （2） その他の連携及び支援

（1）に記載する施策に加え、国において以下のとおり連携及び支援を図ることとしている。

### ① 滞在促進地区及び観光圏の魅力の向上

滞在促進地区及び観光圏における観光旅客が回遊・周遊する空間の魅力向上や、地域の観光資源の価値の向上等を図るため、

- ・ 地域の文化財の保存・活用に関し、観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画の作成並びに観光圏整備事業の実施に当たって、関係地方公共団体の教育委員会を通じて求めがあれば、技術的な指導・助言を行う。（文化庁）
- ・ 農山漁村地域において、農業集落等が中心となり、伝統的な食文化、美しい景観等を観光等に活用する取組を促進するとともに、農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、交流拠点施設の整備等を推進する。（農林水産省）
- ・ 中小企業者が地域の「強み」となる観光資源（地域資源）を活用し、域外市場を狙った新商品・新サービスの開発・市場化支援を推進する。（中小企業庁）
- ・ 地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるまちなみや建造物、樹木等について、景観法（平成十六年法律第百十号）に基づく制度の活用による保全等の取組を推進する。（国土交通省）
- ・ 魅力的な歴史的風致を持つまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、計画に位置づけられた歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等の取組を支援する。（国土交通省）

### ② 交通アクセス等の利便性及び快適性の向上

滞在促進地区及び観光圏内における観光地間の移動の利便性向上や、観光圏へのアクセスの利便性向上を図るため、認定観光圏整備事業として又はこれと連携して公共交通事業者が行う、必要な交通手段の提供、公共交通のバリアフリー化の推進、共通ICカードの導入、パークアンドライドの推進等の取組に対して支援を行う。（国土交通省）

### ③ 外国人観光旅客の来訪の促進

観光圏における外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、観光圏の観光魅力を海

外に発信するとともに、当該観光圏向けの魅力的な旅行商品の造成等を支援する事業を認定観光圏整備事業として行う場合は、外国人観光旅客の嗜好に留意しつつ、国がビジット・ジャパン事業による連携等を通じた支援を行う。（観光庁）

## 六 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る市町村、都道府県その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

観光地域づくりは、観光関係者のみならず、多くの関係者とともに行うものであり、地域間、観光関係産業とその他の産業間、公的機関と民間事業者間など様々な連携が必要となる。中でも、観光圏整備事業は、幅広い関係者が連携して行うものであり、地域において一体的・総合的に観光圏の形成を図るためには、協議会による十分な議論及び検討を図ることが期待される。なお、協議会は、単なる有識者の集まりとすべきではなく、現に事業を担う、責任ある構成員を中心として構成することで、具体的な検討及び決定がなされることが期待される。

具体的に構成員を選定する際には、観光協会等の観光関係者のみならず、商工会、農林漁業等の関係者、NPO、観光地域づくりプラットフォーム等の幅広い関係者により構成することが期待される。さらに、関係する市町村及び都道府県間の十分な連携を図る観点から、これら行政機関の参画が重要である。

また、行政機関においても、観光部局のみで取組を行うのではなく、地域振興、農林水産業、商工業、社会資本整備、教育等を管轄する幅広い部局が連携することが期待される。加えて、社会資本整備等との連携を図る観点から、観光圏整備事業に関連する社会資本整備等の事業主体及び管理主体についても、協議会構成員又はオブザーバーとして参画を求めることが期待される。さらに、文化財の保存・活用との連携を図る観点から、関係地方公共団体の教育委員会並びに文化財の所有者及び管理者についても、協議会構成員又はオブザーバーとして参画を求めることが期待される。

また、協議会における運営の透明性、公平性、実行性及び効率性を確保する観点から、協議会における協議事項、意思決定の方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが必要である。

さらに、地域関係者の負担軽減と効率化、計画の整合性を図るため、エコツーリズム推進協議会や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく協議会等の地域づくりのための同様の協議会を設置する場合には、合同で開催したり、部会制とする等の連携を図ることが期待される。

なお、地域において、観光圏における外国人観光旅客の来訪の促進を図るためには、観光圏の観光魅力を海外に発信するとともに、当該観光圏向けの魅力的な旅行商品の造成を支援する事業等を実施するに当たっては、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図ることが期待される。

## 七 その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事項

### 1 観光圏整備実施計画等の見直し

法第十七条に定める認定観光圏整備事業の実施状況について報告を行った結果、法第八条第三項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき又は認定観光圏整備実施計画に従って観光圏整備事業を実施していないときは、認定観光圏整備事業者は、速やかに認定観光圏整備実施計画の変更、観光圏整備事業の実施体制の見直し等を行うものとする。

### 2 認定観光圏整備事業者による提案

法第十八条第一項の規定により、認定観光圏整備事業者は、政府の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する施策の改善についての提案を行うことができる。

また、事業の実施期間中に得られた知見に基づく当該提案については、事業実施年度末に観光庁に対してまとめて行うことが期待される。一方、事業そのものについての相談・調整等上記提案に至らないものについては、随時観光庁にて受け付ける。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に定めた観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画並びに同日前に国土交通大臣による認定を受けた観光圏整備実施計画については、計画期間が満了するまでの間、なお従前の例による。